

接收刀劍類の処理に関する法律施行規則

接収刀剣類の処理に関する法律（平成七年法律
第百三十三号）第二条及び第三条の規定に基づ
き、並びに同法を実施するため、接収刀剣類の処
理に関する法律施行規則を次のように定める。

(公示事項)

第一条 接収刀剣類の処理に関する法律（以下「法」という。）第二条の文部省令で定める事項は、接収刀剣類の作者名とする。

(返還請求書の提出)

二条 法第三条の規定による返還の請求は、別記様式一の接収刀剣類返還請求書に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

二 返還請求者の印鑑証明書

三 接收の事実を明らかにする書類

四 返還請求者が被接収者の包括承継人である場合には、そのことを明らかにする書類

(返還のための引渡し)

第三条 文化庁長官は、法第四条第二項の規定により返還することとなった接收刀剣類を引き渡す時は、あらかじめ指定した場所において、同項の通知に係る書類の提示を求め、かつ、別記様式二の受領書と引換えに行うものとする。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

別記様式一（第2条関係）（㋧4判縦・横書き）

新刊統一 (第2条第3項) (第4項、第5項)		受理年度 年 月 日 提出 年 月 日	
特許庁特許審判請求書			
文化庁長官 閣下		住所 請求人 氏名 氏名 姓 名 姓 名 姓 名	
特許庁長官 閣下		住 所 住 所 住 所 住 所 住 所	
特許庁長官の御指図により出願審判を受けることになり、次のとおり特許庁長官の御指図を 申し上げます。			
審	理	内 容	内 容
1 最優先の特許を生ずる特許制度		官報公示の番号 番	
特 許 制 度	特 許	第 1 次 特 許	特 許 特 許 特 許
	特 許	第 2 次 特 許	特 許 特 許 特 許
	特 許	第 3 次 特 許	特 許 特 許 特 許
	特 許	第 4 次 特 許	特 許 特 許 特 許
特 許 制 度	特 許	第 5 次 特 許	特 許 特 許 特 許
	特 許	第 6 次 特 許	特 許 特 許 特 許
2 最優先の特許を不特許とする制度		審決 審決	
3 特許庁長官の御指図		審決 審決	
備 考			

- [illegible]

別記様式二（第3条関係）（㋧4判縦・横書き）

取扱票(二) (第3条附表)(A4判用紙、縦書き)

	取扱い番号	番
品名	単位	数量
貸出品目の番号 _____ 量の指示及び数量		
上記刀剣類を受領しました。		
平成 ____年 ____月 ____日		
文化庁長官 印		
氏 名		
姓 名		
住所先の電話 () _____		

- 【備考】
1. 官報公示の番号は、文化庁長官からの返函の趣旨に記載されている番号を記入すること。
 2. 住所、氏名及び建築士の電話は、文化庁長官から返函の趣旨を受けた者について記入すること。
 3. 「印」は、第2条第2号の印鑑証明書と同一の印鑑を捺印すること。
 4. 右上隅の捺印番号等は、空欄とすること。